

2 博士

令和 2 年度

沖縄県立芸術大学大学院
芸術文化学研究科（後期博士課程）

履 修 便 覧

沖 縄 県 立 芸 術 大 学

〒903-8602 那覇市首里当蔵町1-4
電話 098(882)5058

目 次

I. 大学院案内	
1. 建学の理念	1
2. 大学院の組織	1
3. 沖縄県立芸術大学芸術文化学研究科の三つのポリシー	2
II. 専攻案内	3
III. 大学院学則	4
IV. 沖縄県立芸術大学芸術文化学研究科履修規程	13
別表1（第2条関係）研究室一覧	15
別表2（第4条関係）授業科目及び履修方法	16
V. 沖縄県立芸術大学大学院長期履修規程	17
VI. 諸規定	
1. 沖縄県立芸術大学学位規程	19
2. 芸術文化学研究科学位論文（課程博士）審査規則	22
3. 沖縄県立芸術大学大学院芸術文化学研究科（課程博士） 博士論文等審査基準	24
4. 芸術文化学研究科学位論文（論文博士）審査規則	25
VII. 履修案内	
1. 研究指導の方法	28
(1) 研究実施計画書	28
(2) 研究発表会	28
(3) 研究指導会議	28
(4) 研究実施報告書	28
2. 予備申請について	28
3. 本申請について	29
4. 課程博士学位申請等日程	29
5. 研究室一覧	30

I. 大学院案内

1. 建学の理念

- (1) 日本文化の中における沖縄の地域文化の特性と伝統は、極めて特徴的であり、ひろくわが国の文化伝統の源流を探り、文化生成の普遍性を極めるために不可欠な内容をもつものである。わけても沖縄固有の風土によって培われた個性的な芸術文化の継承と創造の問題は、沖縄県としてはもちろんのこと、日本文化にとっても重要な課題であるといわざるを得ない。そして、それを担う人材育成もまた長い未来への架橋として緊要なことである。
- (2) 沖縄県立芸術大学を見学する基本的な精神は、沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追究することにあるが、そのためには、地域文化の個性を明らかにし、その中に占める美術・工芸・音楽・芸能等さまざまな伝統芸術の問題に積極的かつ具体的に実技・理論・歴史上で取り組み、それらの芸術特性を生かすことでなければならない。このことは、日本文化の内容をより豊かにするとともに、ひいては国際的な芸術文化活動にも寄与するものと信ずる。
- (3) わが国の最南に位置する沖縄県立芸術大学は、東アジア、東南アジアを軸とした太平洋文化圏を中心として、それらの地域における多様な芸術文化の実態と、わが国地域文化伝統の個性とのかかわりを明らかにし、その広がりを追及し、汎アジア的芸術文化の育成に特色をおいたユニークな研究教育組織にしたい。

2. 大学院の組織

- (1) 沖縄県立芸術大学大学院は、建学の理念に基づき、伝統芸術・民俗芸術の汎アジア的基盤での育成・研究をはかり、美術・音楽・芸能等諸芸術文化の国際的な比較研究の場を展開して、高度な専門知識と能力を有する指導者を育成すると同時に、とりわけ東アジア・東南アジアを結ぶ東アジア太平洋文化圏の伝統芸能の継承と新たな芸術の創造に資する国際的視野での総合的な芸術文化研究機関とする。
- (2) 大学院の組織機構については、美術工芸・音楽の二学部と附属研究所を総合的に踏まえ、美術工芸分野の実技およびその理論・歴史の研究・教育を行う造形芸術研究科（生活造形・環境造形・比較芸術学の3専攻）及び音楽・芸能分野の実技及びその理論・歴史の研究・教育を行う音楽芸術研究科（舞台芸術・演奏芸術・音楽学の3専攻）の修士課程を設置し、さらに修士課程の理論・歴史研究分野を高度に展開させるべく、後期博士課程として芸術文化学研究科芸術文化学専攻を設置している。

沖縄県立芸術大学大学院 芸術文化学研究科の三つのポリシー

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

芸術文化学研究科では、研究指導を受け所定の単位を修得し、博士論文等の審査及び試験に合格した学生には、博士課程の修了を認定し、博士（芸術学）の学位を授与します。

比較芸術学研究領域・民族音楽学研究領域における博士論文、芸術表現研究領域における博士論文及び研究作品・研究演奏は、1) その専門分野において高度な研究内容であること、2) 創造的、独創的な研究であること、3) その研究が国際的にも貢献できること等の観点から審査します。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

芸術文化学研究科のカリキュラムは、芸術文化についての幅広い見識と、自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を養うような教育を行います。博士（芸術学）の学位を取得できるよう、博士論文等の完成を目標とした研究指導を中心に据え、実技と理論との結びつきを重視した本学ならではの科目である芸術表現総合比較研究Ⅰを必修とし、その他複数の領域の科目を自由に選択するように授業科目を編成しています。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

1. 教育の理念

本学の基本的な理念は、沖縄文化が造り上げてきた個性の美と人類普遍の美を追究することにあります。これに基づき、芸術文化学研究科は、実技との結びつきを重視した芸術文化に関する高度な理論と応用の教授研究により、芸術文化についての豊かな識見及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を養成し、もって芸術文化の発展に寄与することを目的としています。

2. 本研究科の求める人材

芸術に関する基礎的な知識を備え、自立した研究者となるための意欲と能力と展望を備えていることを求めます。

3. 入学者選抜の実施

2に掲げる人材を受け入れるため、専門的な学力試験、研究課題に関する口述試験を実施しています。

II. 専攻案内

本学大学院の芸術文化学研究科（後期博士課程）芸術文化学専攻には、比較芸術学と民族音楽学、芸術表現の三つの研究領域が設定してあり、学生はいずれかの研究分野に属して研究指導を受け、必修科目として「芸術表現総合比較研究Ⅰ」、選択科目として2科目以上を履修し、博士論文等（博士論文、研究作品又は研究演奏）の審査に合格すれば修了することになる。

《比較芸術学研究領域》

■比較美学・芸術学の分野では、従来における西洋美学への偏重を反省しつつ、多様な美意識を体系的な見地から比較研究することによって、それぞれの特質および形成原理を解明することを主要な課題とする。とりわけ、芸術体験の価値構造の分析から導かれる諸契機により、東西の美意識を比較類型学的に解明することが目指される。

■芸術批評史の分野においては、作家による作品の歴史という従来ありがちな美術史学の研究方法の限界を反省しつつ、美術作品を生み出してきた思想的、歴史的な背景を厳密な史料的把握を通じて、いわば精神史としての美術史を人文科学の諸方法を用いて構築することが目指される。

■民族芸術文化学の分野では、諸民族における芸術と文化の役割について可能な限り実際のフィールドワークや実物資料、原資料に即して実証的研究を行う。例えば、諸民族の工芸美術の比較研究、文学の比較研究、琉球の伝統芸能・伝統文化の研究、琉球史と世界各地の歴史との比較研究などを美術史学、歴史学、考古学、文学、文化人類学の諸方法を援用しつつ研究していく。

《民族音楽学研究領域》

■音楽史の分野では、琉球、日本、東洋および西洋の音楽について歴史的研究を行う。古文書古楽譜の分析解釈に加えて、今日まで伝承されている音楽を対象とする場合は、その音楽の実践に即した研究方法を探究する。

■民族音楽学の分野では、主に対象の中心を琉球の古典音楽に置き、琉球独自の言語表現による文学とも関わり、その音楽的構造や形態との関連を研究するとともに、あわせて琉球音楽の歴史的形成に寄与した東南アジア諸国の諸民族の音楽を民族音楽の視点から研究するものである。

■民族芸能論の分野は、音楽を主体とする諸民族の芸能の総合的研究として、現在の音楽学に欠落している重要な分野である。民族芸能論が対象とする領域は、芸術的および民俗的な音楽をはじめとする舞踊・演劇および民俗芸能を包括する。とくに琉球の伝統的な組踊および琉球舞踊、および民俗芸能は研究の中核を構成する。

《芸術表現研究領域》

■造形芸術の分野では、芸術家、研究者、教育者などとして自立した活動が行えるよう、より高度な作品制作能力を培い、それを理論的に支える研究の方法を学ぶ。また、人間の知的文化的活動の一つとしての造形芸術の意味と役割について、作品制作と研究を通して伝える能力を身につける。

■音楽芸術の分野では、芸術家、研究者、教育者などとして自立した活動が行えるよう、より高度な舞台表現・作品制作能力を培い、それを理論的に支える研究の方法を学ぶ。また、社会・環境に根ざした表現活動としての音楽芸術の意味と役割について、舞台表現・作品制作と研究の両面から伝える能力を身につける。

Ⅲ. 沖縄県立芸術大学大学院学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 沖縄県立芸術大学大学院（以下「大学院」という。）は、建学の理念に則り、高度な芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて芸術文化の創造及び発展に寄与することを目的とする。

第2節 組織

(大学院の課程)

第2条 大学院に、修士課程及び博士課程（後期3年の課程をいう、以下同じ。）を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識と技術を研究せしめ、芸術の各分野における高度な専門的能力を養成するものとする。

3 博士課程は、芸術文化に関する高度な理論及び応用を教授研究し、幅広い識見及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を養成するものとする。

(研究科、専攻及び収容定員)

第3条 大学院に、造形芸術研究科、音楽芸術研究科及び芸術文化学研究科（以下「研究科」と総称する。）を置く。

2 造形芸術研究科及び音楽芸術研究科を修士課程とし、芸術文化学研究科を博士課程とする。

3 研究科の専攻及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員	
		入学定員	総定員
造形芸術研究科	生活造形専攻	9	18
	環境造形専攻	6	12
	比較芸術学専攻	3	6
音楽芸術研究科	舞台芸術専攻	4	8
	演奏芸術専攻	8	16
	音楽学専攻	3	6
芸術文化学研究科	芸術文化学専攻	3	9

(造形芸術研究科の目的)

第3条の2 造形芸術研究科は、造形芸術分野における深い学識の涵養及び専門的な能力の教授研究により、社会における芸術活動に貢献し得る卓越した人材を育成し、もって造形芸術の発展に寄与することを目的とする。

(音楽芸術研究科の目的)

第3条の3 音楽芸術研究科は、音楽芸術分野における深い学識と専門的な研究能力を培い、社会において高度に専門的な職業を担うことのできる人材を育成し、もって音楽芸術の発展に寄与することを目的とする。

(芸術文化学研究科の目的)

第3条の4 芸術文化学研究科は、実技との結びつきを重視した芸術文化に関する高度な理論

と応用の教授研究により、芸術文化についての豊かな識見及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を養成し、もって芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

(職員組織)

第4条 大学院の職員は、次に掲げるとおりとし、沖縄県立芸術大学の学部、事務局等の職員をもって充てる。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 講師
- (4) 助教
- (5) 助手
- (6) 事務職員
- (7) その他必要な職員

(教育指導組織)

第4条の2 研究科における研究の指導は、原則として教授が行い、授業科目の授業は教授、准教授、講師又は助教が担当する。

(研究科長)

第5条 研究科に研究科長を置き、研究科の教授をもって充てる。

- 2 研究科に、研究科委員会を置く。
- 3 前項の研究科委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。
- 4 大学院の組織及び職制に関する事項は、沖縄県行政組織規則(昭和49年沖縄県規則第18号)に定めるところによる。

(大学院委員会)

第5条の2 大学院の運営に関する事項を審議するため、沖縄県立芸術大学大学院委員会(以下「大学院委員会」という。)を置く。

第3節 自己評価等

(自己評価等)

第5条の3 大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

第2章 通則

第1節 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第6条 大学院の修業年限は、修士課程にあつては2年、博士課程にあつては3年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第24条の2の規定により、長期にわたる教育課程の履修を認められた者については、同条の規定により認められた期間を修業年限とする。
- 3 学生は、修士課程にあつては4年、博士課程にあつては6年を超えて在学することができない。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第7条 学年、学期及び休業日については、沖縄県立芸術大学学則（昭和61年沖縄県規則第13号。以下「大学学則」という。）第9条から第11条までの規定を準用する。

第3節 入学、再入学、転入学、休学、復学、退学、除籍等

(入学時期)

第8条 入学の時期は、原則として学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第4号の規定により文部科学大臣が指定したものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により文部科学大臣が定めた基準を満たすものに限る。）で学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により文部科学大臣が指定したものを同号の規定により文部科学大臣が定めた日以後に修了した者
- (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (9) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、22歳に達したもの

2 博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、学校教育法施行規則第156条第3号の規定により文部科学大臣が指定したものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 学校教育法施行規則第156条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (6) 個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、24歳に達したもの

(入学志願手続)

第10条 大学院に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書に入学考査料及び所定の書類を添えて学長に提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第11条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

2 選抜試験に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(合格者の決定)

第12条 学長は、前条の選抜試験の結果に基づき、研究科委員会の議を経て合格者を決定する。

(入学手続)

第13条 前条の規定による合格者で、大学院に入学しようとするものは、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を学長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(入学の許可)

第14条 学長は、前条の規定により入学手続を完了した者に対して入学を許可する。ただし、入学料の免除を願い出たものについては、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

(再入学)

第15条 学長は、第21条の規定により退学した者並びに第22条第5号及び第6号の規定により除籍された者で再入学を志願するものがある場合は、第3条第3項に規定する収容定員に欠員があるときに限り、当該研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第15条の2 学長は、他の大学院に在学する者で、転入学を志願する者がある場合は、第3条第3項に規定する収容定員に欠員があるときに限り、当該研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の転入学を志願する者は、現に在学する大学院の学長の許可書を願書に添付しなければならない。

(再入学者及び転入学の修得単位数の認定等)

第15条の3 学長は、前2条の規定により入学を許可された者が既に履修した授業科目及び単位数の認定並びに在学すべき年数の取扱いについては、当該研究科委員会の議を経て決定する。

(転学)

第16条 大学院の学生で他の大学院へ入学又は転入学しようとするものは、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第17条 外国の大学院に留学を志願する学生は、研究科長を経て、学長の許可を得なければならない。

2 前項の留学期間中の単位の認定及び修業年限の計算については、第26条第2項及び第3項

の規定を準用する。

(休学)

第18条 病気その他の理由により2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。この場合において、病気により休学しようとする者は、医師の診断書を提出しなければならない。

2 学長は、病気その他の理由により修学が不相当と認められる者に対し、研究科委員会の議を経て必要な期間休学を命ずることができる。

(休学期間)

第19条 休学期間は、修士課程及び博士課程において、それぞれ1年以内とする。ただし、学長が特別の理由があると認めたときは、休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、修士課程及び博士課程において、それぞれ通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第6条に規定する修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第20条 休学期間が満了した者又は休学期間内にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

2 病気により休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(退学)

第21条 大学院を退学しようとする者は、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(除籍) [-1]

第22条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、研究科委員会の議を経て除籍する。

- (1) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第6条第2項に規定する在学期間を超えた者[-2]
- (3) 第19条第2項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (5) 休学期間満了後督促してもなお所定の手続をしない者
- (6) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第4節 教育課程、履修方法等

(授業及び研究指導)

第22条の2 大学院における教育は、授業科目の授業、学位論文等（博士論文、研究作品、研究演奏、修士論文又は修士作品・修士演奏）に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

(授業科目及び単位数)

第23条 研究科における授業科目の種類及び単位数は、学長が別に定める。

(履修方法)

第24条 研究科における授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第24条の2 学長は、別に定めるところにより、大学院に入学しようとする者が、職業を有し

ている等の事情により、第6条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する旨を申し出たときは、研究科委員会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

(研究指導)

第25条 学生は、履修する授業科目の選択に当たってあらかじめ指導教授の指示を受けなければならない。

(教育方法の特例)

第25条の2 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第26条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 学長は、前項の規定により、履修した授業科目及び単位数については、当該研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲内で単位を認定することができる。

3 第1項の履修期間は、第6条第1項に規定する修業年限に含めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院（他の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該研究科委員会の議を経て、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて10単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第26条の3 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第5節 課程の修了要件、学位の授与、教員免許状等

(成績の評価及び単位の授与)

第27条 授業科目を履修した学生に対しては、原則として試験を行う。

2 履修した授業科目の成績は、前項に規定する試験のほか、研究報告、出席及び学修状況により判定する。

3 授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種類の評語で表し、優、良及び可を合格とする。

4 前項の規定により授業科目の成績が合格となった者には、所定の単位を与える。

(修士課程の修了要件)

第28条 修士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、

修士論文、修士作品又は修士演奏の審査及び最終試験に合格した者については、学長が修士課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第28条の2 博士課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文、研究作品又は研究演奏の審査及び最終試験に合格した者については、学長が博士課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、博士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程（他の大学院における博士前期課程を含む。）を修了した者の博士課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは、「修士課程における在学期間を含めて3年」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

(学位の授与)

第29条 前条の規定により、修士課程の修了の認定を受けた者には修士の学位を、博士課程の修了の認定を受けた者には博士の学位を授与する。

2 沖縄県立芸術大学の博士の学位は、大学院の博士課程を修了しない者であっても沖縄県立芸術大学学位規程の定めるところにより、博士論文を提出し、その博士論文、研究作品又は研究演奏の審査及び最終試験に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

3 学位に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(教員免許状の所要資格)

第30条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教員職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項に規定する教職に関する専門科目及びその単位数は、学長が別に定める。

3 大学院において取得できる免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

研究科	専攻	種類	教科
造形芸術研究科	生活造形専攻（デザイン専修に限る。）	中学校教諭専修免許状	美術
		高等学校教諭専修免許状	美術
	生活造形専攻（工芸専修に限る。）	中学校教諭専修免許状	美術
		高等学校教諭専修免許状	工芸
	環境造形専攻	中学校教諭専修免許状	美術
		高等学校教諭専修免許状	美術
比較芸術学専攻	中学校教諭専修免許状	美術	
	高等学校教諭専修免許状	美術	
音楽芸術研究科	舞台芸術専攻	中学校教諭専修免許状	音楽
		高等学校教諭専修免許状	音楽
	演奏芸術専攻	中学校教諭専修免許状	音楽
		高等学校教諭専修免許状	音楽

	音楽学専攻	中学校教諭専修免許状	音楽
		高等学校教諭専修免許状	音楽
備考			
1 「デザイン専修」とは、専らデザインに関する授業及び研究指導を受ける学生の履修上の区分をいう。			
2 「工芸専修」とは、専ら工芸に関する授業及び研究指導を受ける学生の履修上の区分をいう。			

第6節 授業料等

(授業料等)

第31条 授業料、聴講料、入学考査料及び入学料の徴収については、沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例（昭和61年沖縄県条例第2号）に定めるところによる。

第7節 特別聴講学生、特別研究学生、研究生、科目等履修生、委託生及び外国人学生

(特別聴講学生)

第32条 学長は、他の大学又は外国の大学との協議に基づき、当該大学の大学院学生に授業科目の履修を認めることができる。

2 前項の規定により授業科目の履修を認められた大学院学生は、特別聴講学生と称する。

(特別研究学生)

第32条の2 学長は、他の大学又は外国の大学との協議に基づき、大学院において、当該大学院学生に研究指導を受けさせることができる。

2 前項の規定により研究指導の受入れを認められた大学院生は、特別研究学生と称する。

(研究生)

第32条の3 学長は、大学院において、特定の専門事項について研究を願い出る者がある場合は、教育に支障がないときに限り、当該研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第33条 学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを願い出る者がある場合は、教育に支障がないときに限り、当該研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

(委託生)

第34条 学長は、公的機関、団体等から1年以上を在学期間として、委託生受入れの要請がある場合は、大学院における教育及び研究に支障のない場合に限り、研究科委員会の議を経て、委託生として入学を許可することができる。

(外国人学生)

第35条 学長は、外国人で大学院に入学を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、入学を許可することができる。

2 学長は、前項の外国人学生について、第3条第3項に規定する収容定員外とすることができる。

第8節 賞罰

(表彰)

第36条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、研究科委員会及び大学学則第5条の2に規定する評議会（以下「評議会」という。）の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第37条 学長は、教育上必要があると認めるときは、研究科委員会及び評議会の議を経て、学生を懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第3章 雑則

(学長への委任)

第38条 この規則の施行に関し必要な事項は、研究科委員会、大学院委員会又は評議会の議を経て、学長が定める。

(平成25年2月以前の附則搭載省略)

附 則（平成26年11月14日規則第63号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、平成28年度の造形芸術研究科生活造形専攻の総定員は15とする。

附 則（平成31年1月25日規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第30条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月25日規則第52号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の沖縄県立芸術大学大学院学則の規定は、令和2年4月1日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

IV. 沖縄県立芸術大学芸術文化学研究科履修規程

(平成26年3月20日評議会決定)

一部改正 平成27年3月20日
平成28年3月17日
平成31年3月20日
平成31年4月26日
令和2年2月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学大学院学則に定めるもののほか、芸術文化学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目の種類、単位、履修方法その他必要な事項を定めるものとする。

(研究指導)

第2条 研究科の学生（以下「学生」という。）は、在学期間中は研究科に設けられている研究室に所属する指導教員の研究指導を受けなければならない。

2 研究科の研究領域及び研究室の種類は別表第1のとおりとする。

(研究計画)

第3条 学生は、毎学年度始めの所定の期日までに、研究実施計画書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 博士論文等を提出しようとする年度の研究実施計画書には、博士論文等の計画概要を添付しなければならない。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第4条 研究科における授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表第2に定めるとおりとする。

2 学生は、前項に定める授業科目のうちから、必修科目及び選択科目を合わせて10単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けなければならない。

(履修登録)

第5条 学生は、毎学年度（前期及び後期）の定められた期間内に、指導教員及び担当教員の指導を受けて履修する授業科目を決定し、教務学生課に届け出なければならない。この手続きを履修登録という。

2 臨時に開設される授業科目の履修登録については、その都度公示する期間内において行うものとする。

(成績評価の基準)

第6条 授業科目の成績評価基準は、次のとおりとする。

評語	評点	基準
優	85～100点	到達目標を十分に達成し、内容が優れている。
良	70～84点	到達目標を概ね達成している。
可	60～69点	到達目標を最低限度達成している。
不可	59点以下	到達目標を達成していない。
		履修放棄又は受験放棄

(博士論文等の提出)

第7条 比較芸術学研究領域及び民族音楽学研究領域においては博士論文、芸術表現研究領域においては博士論文、研究作品又は研究演奏（以下「博士論文等」という。）の提出は、研究科に2年以上在学し、第4条に定める履修方法により、課程修了時まで10単位以上を修得見込みの者に限るものとする。ただし、優れた研究業績をあげたと研究科委員会が認めた者の在学要件については、大学院学則第28条の2第1項ただし書及び第2項に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

- 2 博士論文等を提出する学生は、あらかじめ予備審査に合格しなければならない。
- 3 前項に規定する予備審査の申請は、指導教員の承認を得て、研究科長が指定する期日までに、学位予備申請書（第2号様式）の提出により行うものとする。
- 4 休学又は留学している学期は、前項に規定する申請を行うことができない。
- 5 博士論文等は、指導教員の承認を得て、研究科長が指定する期日までに、学位審査申請書（第3号様式）を添えて提出しなければならない。

(博士論文等の審査及び最終試験)

第8条 博士論文等の審査及び最終試験は、沖縄県立芸術大学学位規程第6条の定めるところにより、研究科委員会が行う。

- 2 博士論文等の審査基準並びに最終試験の方法及び審査基準は、研究科長が別に定める。
- 3 特別の事情により博士論文等の審査及び最終試験を受けることができなかった者は、その理由を付して博士論文等の追審査及び追試験を願い出ることができる。
- 4 研究科長は、前項の願い出があった者については、研究科委員会の議を経て博士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

(学部履修規程の準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、芸術文化学研究科の履修に関する取り扱いについては、沖縄県立芸術大学音楽学部履修規程第3条（授業の方法）、第5条（授業科目の公示）、第7条（登録の制限）、第10条（出席。ただし、第6項第(2)、(3)及び(4)号を除く。）、第11条（試験）、第12条（追試験）、第13条（再試験）、第14条（履修の要件）、第16条（再登録）の規定を準用する。この場合において、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と、第7条第3項中「専攻・コース」とあるのは「研究領域」と、第10条第4項中「学部長」とあるのは「研究科長」と、第16条第2項中「学則第31条」とあるのは「大学院学則第27条」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条の規程は、平成27年度以降に入学する学生について適用し、平成26年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月17日評議会）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条の規程は、平成28年度以降に入学する学生について適用し、平成27年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

■別表第1（第2条関係）

研究室一覧

芸術文化学専攻	比較芸術学研究領域	比較美学・芸術学研究室
		芸術批評史研究室
		民族芸術文化学研究室
	民族音楽学研究領域	音楽史研究室
		民族音楽学研究室
		民族芸能論研究室
	芸術表現研究領域	造形芸術研究室
		音楽芸術研究室

別表第2 (第4条関係) 授業科目及び履修方法

区分	授 業 科 目 名	学期	種別	履修年次	単位数	備 考
必修 科目	芸術表現総合比較研究Ⅰ	通年	演習	1・2	2	○修了の要件
	芸術表現総合比較研究Ⅱ	通年	演習	2・3	2	(1) 研究指導
選 択 科 目	比較美学研究A	後期	講義	1・2	2	(2) 単位の取得 (10単位以上)
	比較美学研究B	前期	講義	1・2	2	
	比較芸術学特殊研究A	前期	講義	1・2	2	・必修科目 芸術表現総合比較研究Ⅰ(2単位)
	比較芸術学特殊研究B	後期	講義	1・2	2	
	日本芸術批評史研究A	前期	講義	1・2	2	・選択科目 2科目以上 (8単位以上)
	日本芸術批評史研究B	後期	講義	1・2	2	
	東洋芸術批評史研究A	前期	講義	1・2	2	(3) 博士論文 (芸術表現研究領域では研究作品 または研究演奏を含む) の審査 及び最終試験の合格
	東洋芸術批評史研究B	前期	講義	1・2	2	
	西洋芸術批評史研究A	前期	講義	1・2	2	
	西洋芸術批評史研究B	前期	講義	1・2	2	
	民族工芸論研究	通年	講義	1・2	4	
	映像論研究	前期	講義	1・2	2	
	日本芸術文化学研究A	前期	講義	1・2	2	
	日本芸術文化学研究B	後期	講義	1・2	2	
	民族芸術文化学研究A	前期	講義	1・2	2	
	民族芸術文化学研究B	後期	講義	1・2	2	
	東洋芸術文化学研究A	前期	講義	1・2	2	
	東洋芸術文化学研究B	後期	講義	1・2	2	
	民族芸術学特論	後期	講義	1・2	2	
	比較民俗学研究A	前期	講義	1・2	2	
	比較民俗学研究B	後期	講義	1・2	2	
	東洋工芸史研究	通年	講義	1・2	4	
	西洋音楽史研究	通年	講義	1・2	4	
	日本音楽史研究	通年	講義	1・2	4	
	民族音楽学研究	通年	講義	1・2	4	
	琉球音楽論研究	通年	講義	1・2	4	
	民族舞踊学研究	通年	講義	1・2	4	
	民俗芸能論研究	通年	講義	1・2	4	
琉球楽劇論研究	通年	講義	1・2	4		
楽曲分析研究	後期	講義	1・2	2		
アートマネジメント研究	通年	演習	1・2	2		
芸術学研究	通年	講義	1・2	2		

V. 沖縄県立芸術大学大学院長期履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第24条の2の規定に基づいて、沖縄県立芸術大学大学院における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 長期履修を希望することができる者は、本学大学院修士課程又は博士課程の第1年次に入学する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 官公庁・企業等に在職している者や自ら事業を行っている者などフルタイムの有職者のほか、アルバイトやパートタイムに従事する者も含む。ただし、修学に支障を及ぼさない範囲でのアルバイトやパートタイムに従事する者は除外する。
- (2) 育児又は親族の介護等を行う必要のある者。ただし、修学に支障を及ぼさない範囲のものは除外する。
- (3) その他やむを得ない事情を有し、修業年限で修了することが困難な者。

(申請手続)

第3条 長期履修を希望する者は、入学手続期間内に学長に対し、長期履修申請書（様式第1号）及びその他所定の書類を提出しなければならない。

(承認・不承認)

第4条 長期履修の承認及び不承認の決定については、研究科委員会の議を経て学長が行なう。

- 2 学長は、前項の規定により長期履修の承認及び不承認を決定したときは、長期履修に関する通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(長期履修期間)

第5条 長期履修の期間は、修士課程は3年、博士課程は4年又は5年とする。

(履修期間短縮)

第6条 長期履修を承認された者（以下「長期履修学生」という。）が長期履修期間の短縮を希望する場合は、短縮された場合に修了を予定する年度の前年度の2月1日から2月末日までの間に、学長に長期履修期間短縮申請書（様式第3号）を提出する。

- 2 長期履修期間の短縮期間は、年を単位とする。
- 3 長期履修期間の短縮の承認は、研究科委員会の議を経て、申請のあった年度内に学長が行なう。

4 学長は、前項の規定により長期履修期間の短縮を承認したときは、長期履修期間短縮承認書（様式第4号）により長期履修期間の短縮を承認された者に通知するものとする。

（履修）

第7条 長期履修学生は、履修計画及び研究計画に従い、計画的な履修を行わなければならない。

（授業料）

第8条 長期履修学生の授業料の年額は、別に定めるところによる。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年8月5日から施行する。

VI. 諸規則

1. 沖縄県立芸術大学学位規程

(平成5年9月16日教授会決定)

改正 平成7年6月15日
平成8年3月18日
平成11年3月18日
平成19年3月15日
平成24年12月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項並びに沖縄県立芸術大学学則第54条及び沖縄県立芸術大学大学院学則第29条第3項の規定に基づき、沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士（芸術）、修士（芸術）及び博士（芸術学）とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第4条の2 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

(論文等提出による博士)

第4条の3 前条に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文等（博士論文、研究作品又は研究演奏をいう。以下同じ。）の審査及び最終試験（以下「試験」という。）に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

(修士論文等、博士論文等の提出)

第5条 博士論文等、修士論文又は修士作品・修士演奏（以下「学位論文等」という。）は、研究科長に提出する。

2 本学大学院博士課程の学生の博士論文等は、論文等目録、論文等要旨及び履歴書を添えて研究科長に提出する。

3 学位論文等の提出の時期及び試験の期日、方法については、別に定める。

(学位授与の申請)

第5条の2 第4条の3の規定による学位授与の申請をしようとする者は、学位申請書に博士論文等、論文等目録、論文等要旨及び履歴書並びに所定の審査料を添え、研究科長を経て学長に申請する。

(学位論文等の審査)

第6条 研究科長並びに学長は、第5条及び第5条の2の規定による学位論文等を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

2 研究科委員会は、学位論文等の審査を付託されたときは、学位論文等毎に3人以上の審査委員で構成する審査委員会を設置し、その審査を委嘱しなければならない。

3 審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験、又は学力の確認を行う。

4 試験は、学位論文等の審査修了後、学位論文等を中心として、その関連する分野について口述又は筆記若しくは演奏によって行う。

(学力の確認の方法)

第6条の2 研究科委員会は、博士論文等審査及び試験終了後に学力の確認を行う。

2 学力の確認の方法は、博士論文等に関連する分野の科目及び外国語について、口述又は筆記により行う。

(審査等の報告)

第7条 審査委員会は、学位論文等の審査及び試験又は学力の確認を終了したときは、その審査の結果及び試験又は学力の確認の成績を文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第8条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決する。

2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第9条 研究科長は、研究科委員会が前条第1項の議決をしたときは、学位論文等の審査要旨、試験又は学力の確認の成績を添えて議決の結果とともに、文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第10条 学長は、第3条に規定する者に対しては、所定の学位記を交付して学位を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、学位を授与すべき者には、所定の学位記を交付して学位を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位授与の報告)

第10条の2 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部大臣に提出する。

(博士論文等の要旨の公表)

第10条の3 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文等の内容の要旨及びその審査結果の要旨を公表する。

(博士論文等の公表)

第10条の4 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から1年以内に、その博士論文等を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場

合には、本学の承認を得て、博士論文等の内容を要約したものを公表することができる。
この場合、本学は、その論文等を求めに応じて閲覧に供する。

(学位の名称)

第 11 条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「沖縄県立芸術大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第 12 条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士にあつては当該教授会、修士及び博士にあつては研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返付させ、かつその旨を公表する。

2 当該教授会又は研究科委員会において前項の議決をする場合は、第 8 条第 2 項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第 13 条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 5 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 6 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 3 月 18 日評議会)

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 18 日評議会)

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 15 日評議会)

この規程は、平成 19 年 3 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 12 月 20 日評議会)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2. 沖縄県立芸術大学大学院芸術文化科学研究科学位論文 (課程博士) 審査規則 (平成8年4月25日評議会決定)

改正 平成12年9月29日

平成19年4月26日

平成24年12月20日

(趣 旨)

第1条 沖縄県立芸術大学学位規程第6条に基づく博士(芸術学)の学位のうち課程博士の審査については、この規則の定めるところによる。

(申請資格等)

第2条 課程博士の学位を申請できる者は、後期博士課程において必要な研究指導を受け、かつ所定の単位を修得見込み又は修得した学生とする。

2 前項の申請にあたっては、あらかじめ、所属する研究領域の指導教員の承認を得るものとする。

(博士論文等)

第2条の2 この規程において「博士論文等」とは、比較芸術学研究領域及び民族音楽学研究領域においては博士論文、芸術表現研究領域においては博士論文、研究作品又は研究演奏をいう。

(申請手続等)

第3条 課程博士の学位を申請しようとする者は、次に掲げる書類等を当該研究科長に提出するものとする。

- (1) 博士論文等
- (2) 博士論文等目録
- (3) 博士論文等要旨(2000字以内)
- (4) 履歴書

2 課程博士の学位申請は、予備申請と本申請とし、当該研究科長の指定する期日までに行うものとする。

(審査委員会)

第4条 審査委員会は、提出された博士論文等を審査するために、博士論文等ごとにその内容に応じた研究分野の教授及び関連分野の教授のうちから、研究科委員会において選出された3名以上の審査委員をもってそれぞれ組織する。

2 研究科委員会は、博士論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に当該研究分野又は関連分野の准教授、講師又は客員教授を加えることができる。

3 学位の授与に係る博士論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会に主査を置き、主査は、原則として、当該学位申請者の属する研究分野の指導教員とする。

5 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験を行うものとする。

(試験の方法)

第5条 試験は博士論文等の審査終了後に行うものとする。

2 試験は、博士論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(審査結果の報告)

第6条 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(合否の判定)

第7条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、合否を議決する。

2 前項に規定する合否の議決を行う場合には、研究科委員会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ出席者の3分の2以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第8条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により議決したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(博士論文等の公表)

第9条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文等の内容の要旨及びその審査結果の要旨を公表するものとする。

第10条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から1年以内に、その博士論文等を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を得て、博士論文等の内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、当該博士論文等を求めに応じて閲覧に供するものとする。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月29日）

この規則は、平成12年9月29日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月26日）

この規則は、平成19年4月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成24年12月20日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

3. 沖縄県立芸術大学大学院芸術文化学研究科（課程博士）博士論文等審査基準

（趣旨）

第1 沖縄県立芸術大学学位規程（以下「学位規程」という。）第5条に基づき提出された博士論文等の審査について、沖縄県立芸術大学芸術文化学研究科履修規程（以下「履修規程」という。）第8条第2項の規定に基づき基準を定める。

（評価基準）

第2 博士論文等について、以下の基準により評価する。

1 博士論文の評価基準

- (1) 研究テーマが適切に設定されていること。
- (2) 研究テーマに関して研究史が適切に考察されていること。
- (3) 研究テーマに関して新しい知見が含まれていること。
- (4) 論理的展開、実証的分析の妥当性。

【論文提出要件】

上記の基準を達成するために必要な次の形式的要件を満たしていること。

[比較芸術学研究領域・民族音楽学研究領域]

A4用紙（1,200字詰）100枚以上（図版・図表・文献リスト等を含む）

[芸術表現研究領域]

A4用紙（1,200字詰）50枚以上（図版・図表・文献リスト等を含む）

2 研究作品の評価基準

- (1) 研究テーマとの関連が適切であること。
- (2) 提出作品（実践的研究成果物等を含む）が博士の学位を授与するにふさわしい質と量であること。
- (3) 創造性、独創性を有する作品であること。
- (4) 表現技術・方法についての研究が十分になされ、高度に習熟されていること。
- (5) 研究に将来性があり、専門分野の発展に寄与する可能性を有していること。

【作品提出要件】学外における相当規模の展覧会、学会等において、作品発表又は実践的研究の発表を行っていること。

3 研究演奏の評価基準

- (1) 研究テーマとの関連が適切であること。
- (2) 演奏作品（実践的研究成果物等を含む）が博士の学位を授与するにふさわしい質と量であること。
- (3) 演奏作品に対する的確な理解を有していること。
- (4) 演奏技法および表現力についての研究が十分になされ、高度に習熟されていること。
- (5) 演奏史を踏まえた時代性を反映しており、国際的な通用性を有していること。

【研究演奏要件】学外における相当規模の演奏会、学会等において、演奏又は実践的研究の発表を行っていること。

附則

- 1 この内規に定めるもののほか必要な事項は、芸術文化学研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。
- 2 この基準は、平成29年7月27日から施行する。

4. 沖縄県立芸術大学大学院芸術文化科学研究科学位論文 (論文博士) 審査規則 (平成8年4月25日評議会決定)

改正 平成12年6月29日
平成13年12月18日
平成19年4月26日
平成24年12月20日

(趣旨)

第1条 沖縄県立芸術大学学位規程第6条に基づく博士(芸術学)の学位のうち論文博士の審査については、この規則の定めるところによる。

(申請資格等)

第2条 論文博士の学位を申請することのできる者は、後期博士課程を修了した者と同等以上の学力等を有する者とする。

2 前項の申請に当たっては、あらかじめ、本学の関連する研究領域の指導教員の承認を得るものとする。

(博士論文等)

第2条の2 この規程において「博士論文等」とは、比較芸術学研究領域及び民族音楽学研究領域においては博士論文、芸術表現研究領域においては博士論文、研究作品又は研究演奏をいう。

(申請手続等)

第3条 論文博士の学位を申請しようとする者は、学位申請書及び次に掲げる書類等に、沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例(昭和61年1月7日沖縄県条例第2号)第11条に基づく学位論文審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。ただし、本学の博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位を申請する場合は、授業料等減免申請書を提出し、学位論文審査料の免除を受けることができる。

- (1) 博士論文等
- (2) 博士論文等目録
- (3) 博士論文等要旨(2000字以内)
- (4) 履歴書
- (5) 戸籍抄本又はこれにかわるもの
- (6) その他学長が指定するもの

2 博士論文等の学位申請は、学長の指定する期日までに行うものとする。

(博士論文等審査)

第4条 学長は、前条の規定により提出された博士論文等の審査を研究科長に付託する。

2 研究科長は、前項の規定により付託があったときは、研究科委員会にその審査を依頼する。

(審査委員会)

第5条 審査委員会は、付託のあった博士論文等を審査するために、博士論文等ごとにそ

の内容に応じた研究分野の教授及び関連分野の教授のうちから、研究科委員会において選出された3名以上の審査委員をもってそれぞれ組織する。

- 2 研究科委員会は、博士論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に当該研究分野又は関連分野の准教授、講師又は客員教授を加えることができる。
- 3 学位の授与に係る博士論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。
- 4 審査委員会に主査を置き、主査は、提出された博士論文等の内容に応じた研究分野の指導教員をもってあてる。
- 5 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験を行うものとする。

(試験の方法)

第6条 試験は博士論文等の審査終了後に行うものとする。

- 2 試験は、博士論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(学力審査委員会)

第7条 学力審査委員会は、学位申請者の学力を確認するため、研究科委員会構成員のうちから研究科委員会において選出された3名以上の学力審査委員をもって組織する。

- 2 学力審査委員会は、必要があると認めるときは、当該研究科委員会構成員以外の教授、准教授又は講師を加えることができる。
- 3 学力審査委員会に主査を置き、主査は、審査委員の互選によるものとする。
- 4 学力審査委員会は、当該研究分野に関し、学力等を有することを確認するため、博士論文等に関連する分野の科目（外国語を含む）について、口述または筆記により行うものとする。ただし、本学大学院後期博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ退学した者については、学力等の審査を行わないものとする。

(審査結果の報告)

第8条 審査委員会は、第5条第4項の規定により行った博士論文等の審査及び試験の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

- 2 学力審査委員会は、前条の規定により行った学力審査の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(合否の判定)

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、合否を議決する。

- 2 前項に規定する合否の議決を行う場合には、研究科委員会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ出席者の3分の2以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第10条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により議決したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(博士論文等の公表)

第11条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、

その博士論文等の内容の要旨及びその審査結果の要旨を公表するものとする。

第12条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から1年以内に、その博士論文等を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を得て、博士論文等の内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、当該博士論文等を求めに応じて閲覧に供するものとする。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月29日）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月18日）

この規則は、平成13年12月18日から施行し、平成13年9月28日から適用する。

附 則（平成19年4月26日評議会）

この規則は、平成19年4月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成24年12月20日評議会）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

VII. 履修案内

1. 研究指導の方法

(1) 研究実施計画書（第1号様式）

学生は、毎年定められた期日までに所属研究室の教員に研究実施計画書を提出し、所属研究室の教員は研究指導計画書を作成する。博士論文を提出しようとする年度の研究実施計画書には、博士論文の計画概要を添付し、所属研究室の教員の指導を受けるものとする。

用紙は、大学ホームページ（以下大学HP）にて、各自でダウンロードすること。ただし、署名欄は必ず自署による。（押印の必要はない）

(2) 研究発表会

学生は、原則として各年度に1回以上、研究発表会を行う。研究発表会では、各自の研究に関する口頭発表を行うものとする。芸術表現研究領域の学生の場合は、展覧会又は演奏会を伴う。

(3) 研究指導会議

学生の所属研究室の教員は、毎年年度初めに複数名の教員を学生の研究指導会議の委員として指定し、原則として各年度に1回以上、研究指導会議を招集する。学生は、所属研究室の教員の指導を受けて、芸術文化科学研究科学科室に各自の研究に関する論文又は報告を提出する。研究指導会議の委員は、提出された論文又は報告に基づき、学生の指導を行う。

(4) 研究実施報告書

学生は、毎年年度末までに所属研究室の教員に研究実施報告書を提出し、所属研究室の教員は研究指導報告書を作成する。用紙は、大学HPにて、各自でダウンロードすること。ただし、署名欄は必ず自署による。（押印の必要はない）

2. 予備申請について

予備申請をする者は、2年次以上の12月あるいは3年次以上6月又は12月の所定の期日までに、以下の書類を1部、教務学生課に提出する。

- (1) 学位予備申請書（第2号様式）
- (2) 学位論文題目及び予定目次
- (3) 学位論文要旨（2,000字以内）
- (4) 主要部分となる既刊もしくは書き下ろしの論文（2点以上）
- (5) 在学中の研究実績一覧
- (6) その他、付随する資料

*比較芸術学及び民族音楽学研究領域の申請者は、(4)の論文のうち1点は査読付きの既刊論文であること。

* (5)は在学中に公表した論文・学会発表・展覧会・演奏会等を指し、学内における研究発表会及び研究指導会議を含むものとする。研究発表会及び研究指導会議は、それぞれ2回以上開催していること。

*用紙は、大学HPにて各自がダウンロードすること。ただし、指導教員の署名欄は必ず自署による。（押印の必要はない）

*提出書類は、返却しない。

3. 本申請について

本申請をする者は、予備審査に合格した後、10月あるいは4月の所定の期日までに、以下の書類等を1部、教務学生課に提出する。

- (1) 博士論文等目録 2部
- (2) 学位審査申請書（第3号様式）
- (3) 博士論文 2部（簡易製本で可）
- (4) 博士論文要旨（2,000字以内日本語要旨及び500語程度の英文要旨）2部
- (5) 履歴書
- (6) (3)、(4)のPDFデータ(DVD-R等に保存)

* (1)博士論文等目録は、博士論文及び付随する資料や作品目録を記入すること。

* 芸術表現研究領域の申請者は、(1)博士論文等目録に、申請段階における審査対象となる作品リスト、概要又は審査演奏プログラムを添付すること。

* 用紙は、大学HPにて各自がダウンロードすること。ただし、署名欄は必ず自署による。（押印の必要はない）

* 提出された書類等については、返却しない。

4. 課程博士学位申請等日程

予備申請から学位授与までの手順は、以下の通りである。

* 学位予備申請書を提出してから学位審査申請書提出までの期間は、原則として申請より12ヶ月後までとする。

課程博士学位申請等進行要領

A. 3月修了

学 年	I. (12月予備申請)	II. (6月予備申請)	事 項
2年以降	12月中旬		学位予備申請書提出期限
3年以降	10月下旬 翌年1月 3月下旬	6月下旬 10月下旬 翌年1月 3月下旬	学位予備申請書提出期限 学位審査申請書提出期限 口述試験又は筆記試験 学位授与

B. 9月修了

学 年	I. (6月予備申請)	II. (12月予備申請)	事 項
3年以降	6月下旬	12月中旬	学位予備申請書提出期限 学位予備申請書提出期限
4年以降	4月中旬 7月中旬 9月下旬	4月中旬 7月中旬 9月下旬	学位審査申請書提出期限 口述試験又は筆記試験 学位授与

5. 研究室一覧

研究領域	研究室	教員	研究内容
比較芸術学	比較美学 ・芸術学	尾形 希和子*	図像解釈学（主に西洋中世美術）
		喜屋武 盛也	美学（美学・芸術思想、近現代の美学・美学史）
		土屋 誠一	近・現代美術史、写真論
	芸術 批評史	小林 純子*	日本美術史（日本の近世・近代美術史、沖縄美術史）
		金 恵信 注3	東洋美術史、アジア近現代美術
	民族芸術 文化学	波平 八郎*	日本文学（近世・近代）、文化学
		森 達也	工芸史（陶磁器を中心としたアジア工芸史）、考古学（中国陶磁考古学、貿易陶磁考古学）
鈴木 耕太		琉球文学・文化学	
民族音楽学	音楽史	高瀬 澄子*	日本音楽史（古代・中世の音楽理論・音楽思想）
		向井 大策	西洋音楽史（近現代、20世紀音楽、オペラ史、音楽美学）
	民族 音楽学	小西 潤子*	民族音楽学（アジア・太平洋諸島の音楽）
		遠藤 美奈	民族音楽学（沖縄音楽研究、民俗芸能研究、ディアスポラ研究）
		金城 厚☆	民族音楽学（音楽構造分析、沖縄音楽研究、琉球芸能史）
	民族芸能論	久万田 晋*	民族音楽学（日本・沖縄の民族音楽学、民俗芸能論、ポピュラー音楽研究）
		呉屋 淳子	文化人類学、民俗芸能研究（朝鮮半島、南西諸島）
芸術表現	造形芸術	平山英樹* 注1	日本画
		香川 亮	日本画
		波多野 泉	彫刻（木彫、乾漆、塑造 他）
		山田 聡*	陶磁器・立体造形（陶磁素材の研究および作品制作）
	音楽芸術	阿部 雅人*	ホルン
		山内 昌也	声楽
		仲嶺 伸吾*	歌三線：安富祖流
		高嶺 久枝 注2	琉球舞踊
		比嘉 いずみ	琉球舞踊

*：研究指導教員

☆：客員教授

注1）：令和3年3月退職予定

注2）：令和4年3月退職予定

注3）：令和5年3月退職予定